

2023年9月19日

子ども家庭局 中山 さつき 殿  
福祉局 森下 貴浩 殿

神戸市職員労働組合  
民生支部 人見佐智子

部長印

## 民生支部要求書 2023

市民生活の安定と福祉の推進を図るために勤務労働環境の改善、福祉制度、福祉施策の一層の充実をお願いしたい。

- 1、市民の権利保障のため、年度通じてすべての正規、任付、会計年度任用職員等の人員配置は、欠員がないように、当局が責任をもつこと。休職者の重複する職場には、正規代替を配置すること。
- 2、誰もが働きやすい職場環境の整備のため、執務スペースの拡大、休憩室等の改善に努めること。職場での対職員暴力、不当要求、ハラスメントなどに対しては、毅然とした組織的対応をし、職員が安心して職務に専念できる環境をつくること。
- 3、本庁職場では、業務改善や超勤縮減が進められているが、正規職員や福祉専門職の不足感が大きく、非正規率が高くなっていることで、現場は過密労働や依然として超勤が多い実態もある。人員配置及び業務の見直しをして改善すること。
- 4、児童福祉法第24条1項の「市町村による保育実施義務」を遵守し、今ある公立保育所は、公立で存続させること。全保育所に、子育て支援担当保育士を正規配置し、地域子育て支援の体制充実を図ること。
- 5、保育士の配置基準改正を早期に行うこと。恒常化した枠拡大は定数化し、正規保育士で対応すること。すこやか保育は対象児の保育時間に合わせた人員配置をおこなうこと。すべての保育時間で安全に保育できる人員配置を職場の実態に応じてすること。
- 6、保育所の早朝勤務について検証し、早朝勤務回数が月3回以上になる職場への手立てをすること。子育て中の保育士への配慮、タクシー利用の利便性の改善、異動への配慮を支部と十分協議すること。
- 7、児童発達支援ガイドラインに基づいて、「通所支援」だけでなく、保育園・幼稚園・小学校の集団生活適応のための「保育所等訪問支援」など、療育センターが担うべき地域や関係機関との連携、発信の機能および質の向上を図るために必要な人員を配置すること。
- 8、子ども家庭センターは、国の「新たな児童虐待防止の緊急総合強化プラン」に基づいて体制や専門性を計画的に強化するため、業務に精通した人材育成を行えるよう大幅な人員増を図ること。
- 9、子ども家庭センターの発達相談の体制強化を図り、相談待ちの期間をなくすこと。支援系の夜間対应当番業務の改善を行うこと。一時保護所ユニット制で夜間体制の安全を確保し、過重負担にならない人員体制を作ること。異動においては、本人の了解を得るなど、十分な配慮をすること。
- 10、児童施設、高齢者施設、更生センターについては、公立での運営を堅持すること。運営等を見直す際には職場の意見を十分聞いて対応を図ること。また老朽化している施設については、利用者の生活環境と職員の労働環境のために必要な改善を図ること。

以上